

知北平和公園組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月4日

知北平和公園組合議会
議長 鷹羽琴美

知北平和公園組合議会規程第1号

知北平和公園組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を
改正する規程

東海市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年東海市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第5号を第6号と、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等

第2条第7号を次のように改める。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等

第2条中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された議長が別に定める文字、番号、記号その他の符号

(9) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
第9条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。